令和７年度酒田市交通安全対策会議議事録（概要）

（敬称略）

会議の名称	酒田市交通安全対策会議
開催日時	令和７年６月５日　午後３時３０分～４時３０分
場　　所	７０３会議室
出 席 者	【委員】 酒田市長　矢口　明子 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所 道路管理課　事務対策官　松田　道雄 山形県庄内総合支庁総務企画部　防災安全室長　高田　ちづる 山形県庄内総合支庁建設部　道路計画課課長補佐　生方　昌樹 酒田警察署　交通課長　渡邉　剛志 酒田市健康福祉部長　阿部　利香 酒田市建設部　土木課長補佐　齋藤　博規 酒田市教育委員会教育次長　　堀賀　泉 酒田地区広域行政組合消防長　粕谷　博志 酒田市市民部長　　佐藤　裕明 【特別委員】 東日本高速道路㈱東北支社鶴岡管理事務所　管理担当課長　郷古　彰 【参与】 酒田地区交通安全協会会長　　堀　豊明 酒田市交通指導員会会長　　加藤　眞 酒田市自治会連合会　　那須　堅二 酒田商工会議所　　阿部　勉 酒田 PTA 連合会　　丸藤　智人 【事務局】 酒田市まちづくり推進課長　荒木　英義 酒田市まちづくり推進課　市民相談室長　鈴木　亨 酒田市まちづくり推進課　市民相談室　主事　川村　美佳
配付資料	・資料１　　令和６年度酒田市交通安全事業の実施状況 ・資料２　　令和６年度交通安全事業の実施状況及び 　　令和７年度交通安全事業の実施計画について（道路関係） ・資料３　　令和７年度酒田市交通安全実施計画（案） ・参考資料　第１１次酒田市交通安全計画
【司会進行】事務局（まちづくり推進課市民相談室長　鈴木）	

１　開会

２　委嘱状交付

３　会長あいさつ（副市長）

４　報告

（１）令和６年度酒田市交通安全事業の実施状況について

①酒田市市民部（市民部長）

〇令和６年度の交通安全教室について

まちづくり推進課の交通安全専門指導員３名、13 学区の交通指導員 33 名がそれぞれ地域や学校からの依頼に応じて交通安全教室を実施した。

幼　児：117 回、延べ 4,318 人

小学生：専門指導員派遣分：21 回、児童参加延べ人数 1,527 人

交通指導員派遣分：７回、児童参加延べ人数は 461 人

高齢者：15 回、延べ 284 人に対して実施

その他にも、障がい者の方や、技能実習生の外国人の方などに、各層に合った内容の交通安全教室を実施している。

〇令和６年度における免許返納支援事業における支援実績

酒田市の運転免許の自主返納者に対する支援策は、

・返納時にタクシー券５千円相当額交付（返納時１回限り）

・運転経歴証明書を提示による、るんるんバス、デマンドタクシー使用料の 100 円引き

・運転経歴証明書交付手数料（1,100 円）を市が負担（令和７年の３月 24 日で終了）

酒田市内の免許返納者数は、令和元年度の 617 件をピークにここ３年は減少傾向でしたが、令和５年度は 480 人令和６年度は 556 人と微増となっております。

令和６年度の運転経歴証明書提示によるバスやデマンドタクシーの割引実績については、バスでの利用件数は 11,628 件、デマンドタクシーでの利用件数は 1,259 件。

②酒田市教育委員会（教育次長）

通学路の安全確保に向けた関係機関との連携を図るため、通学路安全推進会議を設置し、通学路の危険箇所点検や、意見交換を行っている。昨年度は、19 校から 65 ケ所あった意見・要望について、対応を検討した。このうち、3 校から意見のあった 4 ケ所については、関係機関が合同で危険個所の点検を実施した。合同点検を実施した箇所については、点検後、関係機関から改善等行っている。改善例の一例として、亀ヶ崎小学校から荘内銀行若竹町支店交差点について、朝の交通量が非常に多く登校班の脇を車が通るため、車止めとなるボラード設置実施した。合同点検を実施しなかった箇所については、事前の打ち合わせのなかで対応を協議し、改善を図った。外側線通り見直しや、新設を土木課から、横断歩道

の見直しを、酒田警察署から実施していただいている。
　今年度も引き続き、各小学校へ危険個所の確認・報告をお願いし、関係機関による合同点検を実施する。すでに報告のあった危険個所については、庄内教育事務所にも報告済み。関係機関の皆さまには引き続き、ご協力をお願いしたい。

（２）令和６年度 交通安全事業の実施状況 及び
　　令和７年度交通安全事業の実施計画について（道路関係）

① 酒田市建設部

○令和６年度交通安全事業として、以下の事業を実施した。

・区画線　外側線・中心線・ドットライン合計　15,987m更新
・転落防止柵　174m更新
・道路反射鏡（カーブミラー）　設置数６基（新設・更新合わせて）
　　反射鏡のみ更新 14 枚
・道路照明灯　更新（LED 化）14 基
・道路改良　泉町三丁目四丁目線の路面標示の復旧
　　両羽町線路面標示の復旧

○令和７年度交通安全事業の実施計画として、以下の事業を実施予定。

・区画線（更新）　外側線、中心線 L=17,273m ※ 酒田市一円
・防護柵（転落防止柵）L=217m ※ 楯山地内
・道路照明灯　更新（LED 化）　水銀灯等の消灯を確認次第、新規 LED 照明灯に更新
　　※酒田市一円
・ その他　令和７年度に実施される予定の通学路合同点検、各種交通安全要望等での危険箇所についても、必要な安全対策を実施する。

② 庄内総合支庁建設部

○令和６年度交通安全事業として、以下の事業を実施した。

①交通安全施設等整備実績
・県管理道路 酒田市内 中心線、外側線、ドットライン等 区画線引き直し L≒40 km
②交通安全対策実績
・吹浦酒田線（酒田市亀ヶ崎）ボラード設置　1式

○令和７年度交通安全事業の実施計画として、以下の事業を実施予定。

① 交通安全施設等整備計画
・県管理道路（酒田市内） 中心線、外側線、ドットライン等 区画線引き直し L≒40 km
② 交通安全対策計画
　今のところ無いが、今後の通学路の合同点検の結果を踏まえ、検討する。

③ 東北地方整備局酒田河川国道事務所

令和６年度交通安全対策として以下の事業を実施
①国道７号　福岡交差点改良事業（酒田市広野福岡　地内）
②国道７号　興屋地区事故対策事業（酒田市広野　地内）
③区画線更新（国道７号、　国道４７号、旧沿道（直轄））

【令和７年度予定　交通安全対策】
以下の事業について、令和４年度に引き続いて、継続して実施する。
①国道７号　福岡交差点改良事業（酒田市広野福岡　地内）
②国道７号　興屋地区事故対策事業（酒田市広野　地内）
③区画線更新（国道７号、　国道４７号、旧沿道（直轄））

５　協議
（１）令和６年度酒田市交通安全実施計画（案）について
●事務局説明（まちづくり推進課長）
この実施計画は、第 11 次酒田市交通安全計画の方針に従い、より実効性のある計画とするために、令和６年度の本市における陸上交通の安全に関し、市及び関係機関・団体が講ずべき施策を総合的に定めようとするもの。関係機関・団体のそれぞれの活動を尊重しながらも、緊密な連携を図っていきたい。よろしくお願い申し上げる。
１.市内交通事故発生状況
発生件数　182 件（前年比 21 件減）
死者数　　1 人（前年比　±0 人減）
負傷者数　215 人（前年比 23 人減）
重傷者数　 20 人（前年比　±0 人）

第 11 次酒田市交通安全計画における目標については、次の２つ
・24 時間死者数　令和 7 年までに年間 2 人以下
・交通事故重傷者数　令和 7 年までに年間 22 人以下
令和６年については、24 時間死者数は、1 人、年間重傷者数は 20 人で、どちらも達成となった。

２.交通死亡事故
令和６年中の酒田市内における交通死亡事故は、1 件。７月に、大沼新田地内にて、国道 345 号線を進行中の軽自動車が反対車線にはみ出し、進路右側の防雪柵に衝突し、運転していた 77 歳の男性が死亡している。

第１節　道路交通安全についての対策
道路交通の安全について、第 11 次酒田市交通安全計画では交通事故防止対策として６つの柱を掲げている。

【第１の柱】交通安全思想の普及徹底

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

幼児から高齢者、障がい者や外国人の方など、市民各層に対しての交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進する。

高齢者の交通安全教室では、引き続き、歩行時の事故防止だけでなく、運転時の事故防止も力を入れ、事故発生要因の解説、危険予測（かもしれない運転）トレーニングや危険回避を指導内容に盛り込む。

障がい者の方への交通安全教育室においては、支援学校や施設など対象者の状況に応じた内容を工夫し、きめ細かく分かりやすい説明を心がけて実施する。

外国人に対する交通安全教育においては、基本的な交通安全のルールについて、母国との違いを分かりやすく説明し、国内の交通ルールの周知を図る。

（２）効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育の指導を行う交通安全専門指導員や、交通指導員にも研修を実施し、指導者として資質の向上を図る。また、交通安全教室の際には、地域の実情や、受講者の層にあった指導内容で実施し、より効果的な交通安全教育を推進する。

（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進

本市の事故防止広報重点項目としての以下の３つを掲げ、啓発活動に取り組み、市民の交通安全意識向上に努める。

（１）スマートドライバー宣言！もっけだの～五則　（ドライバー向け）

（２）スマート歩行者プロジェクト　（歩行者向け）

（３）「歩行者に日本一やさしい山形県」の実現」（歩行者保護意識の浸透）

交通安全運動の推進につきましては、各季の運動期間中、各関係機関・団体と、啓発・立哨活動を積極的に展開する。

「横断歩行者の安全確保」として、交通ルールの再認識と歩行者優先、シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用等を周知・啓発する。

（５）飲酒運転の撲滅

飲酒運転は、第 11 次計画でも取り組みの強化を重点項目としており、飲酒運転は悪質な犯罪であることを周知し、市民総ぐるみで飲酒運転撲滅に取り組む。

（６）自転車の安全利用の推進

令和２年７月１日からは自転車保険の加入が義務化された。市内の各高等学校では 100％だが、引き続き、啓発活動に努め、未加入の層への保険加入を促進していく。

令和５年４月 １ 日より、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されたことについて、引き続き、交通安全教室や各種啓発活動時等にて周知徹底を図る。

【第２の柱】安全運転の確保

安全運転の確保には、各種啓発活動のほか、地域の実情に応じた効果的な交通安全教室の実施と、受講者の増加を図ることが重要になる。より多くの方に交通安全教室を受講し

てもらえるよう、市の出前講座に掲載し、ＰＲを図る。
　また、高齢運転者対策として、運転免許の自主返納の周知を図る。ドライバーの方に対しては、事故の発生状況や交通ルールの解説、運転に自信がなくなった方などに対しては運転免許自主返納手続きや支援制度の説明を行うなど、必要な情報提供に努める。

【第３の柱】道路交通環境の整備
　昨年から変更なし。今年度の整備計画についても、先ほど道路管理者様方にご説明いただいたとおり、引き続き、関係機関の皆さまと協力しながら、交通事故防止のための施策を実施する。

【第４の柱】救助・救急業務体制の整備
　本年度より小学生を対象とした「ジュニア救命講習」を実施します。また、交通事故による被害を最小限にとどめるため、救助・救急体制の整備や、事故発生時の応急手当活動を充実させるための、AED 操作法などの心肺そ生に関する講習会を開催など、実施していただく予定である。

【第５の柱】　交通事故被害者等の支援の推進
　不幸にして事故に遭われた方に対しては、県交通事故相談所庄内支所による相談や、無料法律相談についての情報提供、交通遺児への支援制度の周知に努める。

【第６の柱】　交通事故多発箇所の共同現場点検
　交通事故に関する各種統計データを活用し、実態把握に努め、効果的な交通安全対策を推進する。また、重大事故などが発生した場合には、関係機関と合同で点検を実施し共通認識のもと、事故防止対策を推進する。
　第２節　踏切道における交通安全対策
　道路交通における交通の安全と同様に、踏切道利用者の安全・安心を確保するため、踏切保安設備等の整備を推進し、安全確保に努めるもの。前年度の計画内容を継続実施していく。

（意見・質問等）
〇来年から自転車の青色切符が実施となりますがそれについてはどのようにしていくのか。（交通指導員会長）
→2026 年の 4 月から導入予定ということで、第 11 次交通安全計画が令和 3 年度から 7 年度となっております。来年は令和 8 年度からの 5 年間の作成に入るので、そこに反映させていただければと思う。（まちづくり推進課）

○以上、協議終了。
　令和７年度酒田市交通安全実施計画（案）→承認。

６　その他
○交差点近くの道路標示について、右折線が消えているところがある。連休やお盆など道になれていない人の往来がある時期は非常に危険なため早めに手立てをしていただきたいと思う。
　いろは蔵パーク、山居倉庫付近の新井田川沿いの交差点についていろは蔵パークを右手に秋田方面へ右折する際、逆走してしまうという事例があった。中央分離帯の柵に一方通行のマークをつけるという対策をしていただければと思う。
（酒田地区交通安全協会会長）

７　閉会